

令和 7 年 1 月 2 日  
総務部 経理課

### 契約制度の改正について

#### 1 現場代理人の常駐義務の緩和【工事関係】

##### (1) 目的

建設業における技術者不足に対応するため、現場代理人の常駐義務を緩和し、一定の条件の下、兼任を認める。

##### (2) 概要

以下の条件に該当する案件について、2件まで兼任を認める。

項目	内 容
発注者	兼務しようとする工事はいずれも区が発注したものであること
施工場所	江東区管内
事業者所在地	江東区内に本店または支店がある事業者
対象案件	予定価格が 4,500 万円未満（建築一式は 9,000 万円未満）の工事のうち、区が適当と判断したもの

##### (3) 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日以降 契約締結する工事から実施

#### 2 前払金の見直し【工事関係】

##### (1) 目的

施工に要する費用の支出の柔軟性を高め、事業者が入札に参加しやすい環境の整備を行うため、前払金の使途を拡大する。また、契約保証等に電子保証を導入する。

##### (2) 概要

###### ア 前払金の使途拡大

前払金の使途を現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大する。これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。なお、中間前払金は使途拡大の対象としない。

###### イ 電子保証の導入

契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、受注者が希望する場合、紙の保証証書に代えて電子保証証書での提出を認める。

##### (3) 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日以降 契約締結する工事から実施

### 3 希望型指名競争入札における最低制限価格制度の導入について【物品関係】

#### (1) 目的

希望型指名競争入札の開始から 3 年が経ち、道路公園清掃・庭園緑地管理業務において落札率が低下傾向にあり、ダンピング等を防ぐため、最低制限価格制度を導入する。

#### (2) 概要

ア 希望型指名競争入札の全般に最低制限価格制度を導入する。

イ 最低制限価格は「過去の入札額と予定価格の割合」（以下、「基準割合」とする）などから算出して設定する。

ウ 建物清掃・施設管理業務は、「基準割合」が 75%未満となった場合には「75%以上」で設定する。

エ 道路公園清掃・庭園緑地管理業務では「基準割合」が 60%未満となった場合には「60%以上」で設定する。

オ いずれの案件においても、状況に応じて一定の調整を行った上で、最終的な最低制限価格を設定する。

#### (3) 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日以降 契約締結する契約から実施

### 4 その他【工事関係】

- ・工事の年間発注予定の一部について、早期公表を行う。

予算案として検討中の案件であり変更の可能性があること、議決が必要であることを前提に、従来の年間発注予定（令和 8 年 3 月末）に加え、議決案件一覧（令和 7 年 12 月中旬以降）、年間発注予定（概略版・令和 8 年 2 月中旬以降）の公表を実施する。